

寒川町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第11号

寒川町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部 を改正する規則

寒川町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則(令和2年寒川町規則第4号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条中「する期末手当」の次に「及び条例第14条の2の規定により準用する給与条例第18条に規定する勤勉手当(以下この条において「期末手当等」という。)」を加え、「期末手当の支給額その他期末手当の支給」を「期末手当等の支給額その他期末手当等の支給」に改める。

第23条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第1項中「する期末手当」の次に「及び条例第24条の2の規定により準用する給与条例第18条に規定する勤勉手当(以下この条において「期末手当等」という。)」を加え、「期末手当の支給額その他期末手当の支給」を「期末手当等の支給額その他期末手当等の支給」に改め、「事項」の次に「(支給日に関する事項を除く。)」を加え、同条第3項中「第17条第4項」の次に「及び条例第24条の2第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第18条第3項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第24条第1項」の次に「及び条例第24条の2第1項」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 期末手当等の支給日は、別表第3の基準日欄に掲げる基準日に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日とする。ただし、支給日が日曜日又は土曜日に当たるときは、繰り上げて支給することができる。

別表第1ヘルパーの項の次に次のように加える。

防犯相談員	1	12	1	24
-------	---	----	---	----

別表第1助産師の項の次に次のように加える。

防犯アドバイザー	1	78	1	90
----------	---	----	---	----

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 （第23条関係）

基準日	支給日
6月1日	6月20日
12月1日	12月20日

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。